

別表十二(十四)

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	--------	-----	-----

別表十二(十四) 平二六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資産の種類及び名称		1					合計	
前回の定期検査又は特別修繕の年月日		2	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .		
翌期繰越額の計算	期首特別修繕準備金の金額	3	円	円	円	円	円	
	当期特別修繕費を支出した場合による益金算入額	4						
	積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合の益金算入額 (((3)-(4)-(6))と(2)のうち少ない金額)	5						
	(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6						
	計 (4)+(5)+(6)	7						
差引特別修繕準備金の金額 (3)-(7)	8							
当期積立額		9						
積立限度額の計算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10						
	同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11						
	(10)-(11) (マイナスの場合は0)	12						
	$\frac{\text{当期の月数}}{60 \text{又は} 72}$	13	—	—	—	—		
	(12) × (13)	14	円	円	円	円		
積立限度額 (12)と(14)のうち少ない金額		15						
積立限度超過額 (9)-(15)		16					円	
期末特別修繕準備金の金額 (8)+(9)-(16)		17						
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	18						
	当期分	19						
積立期間の終りの日の翌日か又は連結事業年積立期間終了か							円	
当期益金算入額の計算	平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日	25	平 . .				円	
	同上の日における特別修繕準備金の金額	26					円	
	$\frac{\text{当期の月数}}{48 \text{又は} 120}$	27	—					
	4年等均等取崩金額 (26) × (27)	28					円	
	同上以外の場合による益金算入額	29						
	当期益金算入額 (((28)+(29))と(31)のうち少ない金額)	30						
	翌期繰越額の計算	期首特別修繕準備金の金額	31					円
	当期益金算入額 (30)	32						
	期末特別修繕準備金の金額 (31)-(32)	33						
	貸借対照表に計上されている特別修繕準備金 差引 (34)-(33)	34						
当期積立額	35							
当期分	当期積立額	36						
貸借対照表の取崩不足額 (30)-((36)-(34)-前期の(34))	37							
計 (36)+(37)	38							
前分	前期末における差額 (前期の(35))	39						

「9」欄

特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の58第1項」※1又は「第68条の58第9項」※2
- ② 「区分番号」欄:「10379」
- ③ 「適用額」欄:当該別表十二(十四)「9」欄の金額(当該金額が同表「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))

※1 ※2に該当するもの以外
※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合